

グローバルリーダー育成海外留学制度令和6（2024）年 派遣留学生募集要項 <追加募集>

本学は、「グローバル化の進む社会に柔軟に対応することができ、現代の社会に貢献し得る人材」の育成を教育目標として掲げています。協定校をはじめとする世界トップレベルの大学での中長期の留学が、学生自身が明確な目的意識を持って、海外の大学における専門科目を履修し、高い水準の目標に向かって取り組む点で、人材育成に非常に効果的であると考えており、そのための留学制度として、グローバルリーダー育成海外留学制度を設けています。留学を希望する学生は、熟読の上応募してください。

記

(1) 応募資格

次の条件をすべて満たしている学部生とする。ただし、内定後に2年次から3年次へ進級できなかった学生は、内定を取り消すものとする。

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和6（2024）年4月1日現在、本学3年次または4年次に在籍予定の者（ただし、非正規生は、本制度に応募することができない）。なお、留学期間内に学部を卒業する者は、応募することができない。
- ② 過去に外国の大学に1年以上留学した経験のない者
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）。
- ④ 派遣先大学で専門科目の単位取得をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が通年（2セメスター）の場合、派遣先大学にて4科目以上（各セメスター2科目以上）を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が半期（1セメスター）の場合、派遣先大学にて2科目以上を単位取得すること

専門科目とは、原則として自身の専門分野の科目とする。語学科目については、履修自体は可能だが、グローバルリーダー育成海外留学制度は語学留学とは異なるという点から、専門科目としては取り扱わない。なお、ワークロードによらず、1科目は1科目とみなすものとする。

- ⑤ 派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）を満たしている者。成績（GPA）要件については、入学から2023年度夏学期までの累積GPAを対象とする。
- ⑥ 応募学生本人及びその家族等が渡航におけるリスクを理解しており、自己及び家族等の判断と責任で渡航する者。

※5年一貫教育システム参加者が学部4年次に派遣留学に出発してそのまま学部を卒業し、修士課程入学後帰国する場合は、学部生身分として派遣されるものとする。

また、5年一貫教育システム参加者が学部4年次に出発する場合については、留学期間の途中であっても単位互換の申請が許可される場合がある。詳細は個別に教務課に問い合わせること。

※外国人留学生は下記のことに注意すること。

- 1)外国人留学生のうち、非正規生は本制度に応募することができない。
- 2)正規課程に在籍する外国人留学生は応募可能であるが、出身国への留学は、留学目的や履修計画等を確認した上で本学が必要と判断した場合のみ可とする（必要に応じて面接試験を行う場合がある）。
- 3)国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生は、本制度に応募することは可能であるが、奨学生身分のまま日本国外留学することはできないため、留学期間開始前に奨学生身分を辞退する必要がある。

(2) 派遣先大学・派遣留学期間

- ・ 「別表1 グローバルリーダー育成海外留学制度 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。
- ・ 派遣留学期間は1年以内とする。

(3) 奨学金等（予定）

「別表2 一橋大学基金グローバルリーダー育成海外留学奨学金による支援内容」を参照すること

① 堀海外留学支援資金奨学金（愛知県所在の高等学校を卒業した学部生の特例）

- ・ 堀誠氏からの寄附金により設立された奨学金である「堀海外留学支援資金奨学金」により、愛知県所在の高等学校を卒業した学部生には、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として1人あたり別表3に定める奨学金を支給することがある。（一橋大学海外派遣留学制度／グローバルリーダー育成海外留学制度、両制度合わせて年間10人を上限とする）。
- ・ 堀海外留学支援資金奨学金は、堀誠氏からの寄附金により設立された奨学金である。奨学生として採用された者は、堀氏への留学前から帰国後における各種報告を行うこと。

(4) 選考方法

一橋大学派遣・受入留学生選考専門委員会が、書類選考及び面接試験の結果に基づき、選考する。

(5) 提出書類

全ての書類について、オンライン申請システムにて作成・アップロードすること。

提出書類	対象者	備考
① 希望派遣先大学申告票	全員	・ 指定様式を Excel ファイル にてアップロードすること。 ・ 申請できる派遣先大学は、応募資格に定める出願要件（語学、成績等）を満たしている大学から選択すること。 ・ 申請できる大学数は一橋大学派遣留学制度による申請大学数とあわせて10校までとする。
② 語学能力を証明する書類	全員	・ 応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等 (2022年4月以降に受験した正式なものに限る) の PDF データ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データをアップロードするこ

提出書類	対象者	備考
		と。なお、受験者名、試験日及び取得スコアが確認できるデータをアップロードすること。
③ 留学志望書	全員	<ul style="list-style-type: none"> 日本語・英語の留学志望書をそれぞれ一通ずつ作成すること（A4判用紙で各2～3枚におさめること）。 ワードファイルをPDFに変換したデータをアップロードすること。 任意様式。各ページ右上に学籍番号と氏名を記載すること。 留学を志望する理由を中心に、これまでの履修・研究内容、留学後の将来計画及び課外活動等を含めて記述すること。また、最上位で希望する派遣先大学の選定理由及び履修・研究計画を記述すること。
④ 推薦書	右記参照	<ul style="list-style-type: none"> 任意様式 本学教員から推薦書を教務課教務第五係宛に郵送または電子メールにて提出
⑤ 成績証明書	学部生	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度夏学期までの成績を含む成績証明書（和文）のPDFデータをアップロードすること。 成績証明書は西本館1階エントランスにある証明書自動発行機で発行すること。
⑥ 派遣留学応募に際しての誓約書	全員	本学ウェブサイトに掲載の「派遣留学応募に際しての誓約書」を確認・署名の上、PDFデータをアップロードすること。
⑦ 個人情報収集同意書	全員	本学ウェブサイトに掲載の「個人情報収集同意書」を確認・署名の上、PDFデータをアップロードすること。
⑧ 高等学校卒業証明書	右記参照	「堀海外留学支援資金奨学金」を希望する者のみ、卒業証明書のPDFデータをアップロードすること。
⑨ オンライン提出チェックリスト	全員	チェックリスト様式をダウンロードの上、チェック項目を記載すること。提出は、PDF上でフォーム入力したものまたは手書きのスキャンデータいずれでも可。

(6) 応募方法

オンライン申請にて、提出書類をシステム上でアップロードして申請すること。なお、提出書類のうち「希望派遣先大学申告票」については、アップロード後の変更、差替え不可のため注意すること。オンライン申請後、受付票を大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に送付するため、教務第五係からのメール（edu-gs.stu@ad.hit-u.ac.jp）を受信可能となるように設定しておくこと。

申請期間	令和5（2023）年10月30日（月）午前9時～11月23日（木）午後3時
申請方法	オンライン申請システム（ https://international.hit-u.ac.jp にリンクを掲載）にて、申請情報の入力及び提出書類のアップロードを行うこと。

(7) 面接予定日

令和5（2023）年11月27日（月）・28日（火）・30日（木）（予定）

(8) 選考結果（派遣留学内定者）の発表

令和 5（2023）年 12 月中旬～下旬予定

(9) 一橋大学海外派遣留学制度との併願について

本制度と海外派遣留学制度の両方に応募すること(併願)は可能であるが、最終的に採択されるのはどちらか一方の制度についてのみである。

(10) 補足事項

- ① 「別表 2 グローバルリーダー育成海外留学制度 派遣先大学募集要件一覧」は、派遣先大学の事情により予告なく変更される場合があるので、留意すること。
- ② TOEFL ITP (Institutional Testing Program) ・ TOEFL iBT (Home Edition) ・ IELTS (Indicator) のスコアは、語学能力を証明する書類としては認めない。
- ③ 留学生が履修できる授業科目に制限を設けている派遣先大学があるため、ウェブサイト等で確認し、履修・研究計画を立てた上で応募すること。
- ④ 国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件を定めている場合がある。応募資格に定める語学要件とは異なる場合があるので、詳細を確認した上で準備すること。
- ⑤ 出願までの期間が短いため、派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）・出願書類をよく確認すること。

(11) 派遣留学に内定した場合の注意事項等

- ① 本制度により留学する場合の渡航目的は留学のみとし、原則渡航は日本からの出国及び日本への帰国のみとする。
- ② 派遣留学期間中は、「派遣留学生」身分として本学に在籍することとなり、休学は認められない。また、派遣留学期間中は本学の授業料を納付しなくてはならない。
- ③ グローバルリーダー育成海外留学制度（グローバルリーダー枠）への合格（派遣留学内定）は、派遣先大学への入学を担保するものではない。教務課教務第五係の指示する所定の時期に、派遣先大学が求める出願要件（成績、語学等）を満たしたうえで出願書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- ④ 派遣先大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分を決定する。入学許可を取得できない場合には、派遣留学内定を取り消す。
- ⑤ 留学先大学の学期中は主ゼミナールを除きオンライン授業を含む本学の授業を履修することはできない。五年一貫生も例外ではないので、3年生で五年一貫生に応募しようとしている学生は予め研究科に確認すること。
- ⑥ 健康管理は自らの責任において行うこと。派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、本学が指定する海外旅行傷害保険に必ず加入しなければならない。
- ⑦ 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスク及び予期せぬ事態に対応するために、本学が指定する危機管理サービスに加入すること。
- ⑧ 派遣留学内定者は、本学が実施する下記のオリエンテーションに必ず出席しなくてはならない。ま

た、相当な理由なく、遅刻・早退・欠席した場合は、派遣留学内定を取り消す。詳細については、別途教務課教務第五係より通知する。

<夏出発>

オリエンテーション名	開催時期
事務手続きオリエンテーション	令和 6 (2024) 年 4 月頃 (予定)
異文化・危機管理オリエンテーション	令和 6 (2024) 年 6 月頃 (予定)

- ⑨ 派遣先国及び派遣期間等によっては、派遣留学に係る所要経費が奨学金額を超える場合があるが、その場合の超過分は自己負担とする。
留学準備金について、他団体等からの奨学金と支援内容が重複する場合は、本奨学金の減額を行う。
- ⑩ 派遣留学生在が次の各号に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を停止又は中止することがある。
- 一 休学、退学又は除籍になったとき。
 - 二 留学を取りやめたとき。
 - 三 学業成績が不良となったとき。
 - 四 処分を受けたとき。
 - 五 その他奨学生として適当でない事実があったとき。
- ⑪ 派遣留学生在は、派遣留学先大学での本学の PR 活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体等への留学報告等を行わなければならない。また、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め、厳正に対処する。
- ⑫ 派遣期間中は派遣先大学での学習・研究に専念すること。単位を取得できなかった場合、奨学金の返還を求めることがある。
- ⑬ 自己都合による留学の辞退や派遣先大学在籍期間の変更は、体調不良等相当の理由がある場合を除き、原則認めない。
- ⑭ 派遣先地域において「危険情報」実施可否判断は、派遣先大学ごとに行われる。実施可否判断の基準については別紙 1 「海外派遣留学の実施可否判断」を確認すること。なお、基準は情勢に応じて変更される場合がある。

以上

令和 5 (2023) 年 7 月
派遣・受入留学生選考専門委員会
学務部教務課